

令和3年第2回志布志市議会臨時会会議録
目 次

第1号（7月12日）	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
8. 日程第2 会期の決定	5
9. 日程第3 議案第44号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について	5
10. 追加日程第1 議案第45号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	19
11. 閉 会	20

令和3年第2回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
7月12日	月	本 会 議	開会 会期の決定 議案上程 質疑・討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第44号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	令和3年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

令和3年第2回志布志市議会臨時会会議録（第1号）

期 日：令和3年7月12日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第44号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第1 議案第45号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

出席議員氏名 (19名)

2番	南	利	尋	3番	尖	信	一
4番	市ヶ	谷	孝	5番	青	山	浩
6番	野	村	広	7番	八	代	誠
8番	小	辻	一	9番	持	留	忠
10番	平	野	栄	11番	西	江	園
12番	丸	山	一	13番	玉	垣	大
14番	鶴	迫	京	15番	小	野	広
16番	長	岡	耕	17番	岩	根	賢
18番	東	宏	二	19番	小	園	義
20番	福	重	彰				史

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市	長	下	平	晴	行	副	市	長	武	石	裕	二	
教	育	長	福	田	裕	生	総	務	課	長	北	野	保
財	務	課	長	折	田	孝	幸	企	画	政	策	課	長
福	祉	課	長	木	村	勝	志	教	育	総	務	課	長
学	校	教	育	課	長	上	木	勝	憲	萩	迫	和	彦

議会事務局職員出席者

事	務	局	長	藤	後	広	幸	次	長	松	永	憲	一
調	査	管	理	係	長	大	田	和	隆	議	事	係	長
										末	原	和	幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和3年第2回志布志市議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日から16日までの5日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から16日までの5日間に決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第3、議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第44号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第44号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案に先立ちまして、6月定例会におきまして、手続の不備により事件を撤回いたしましたことにつきまして、改めておわび申し上げます。

その後、山重幼稚園利活用検討委員会での意向確認、教育委員会の議決、庁議での審議等必要な手続を経まして、今回、再び提案させていただくものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から休園中の山重幼稚園につきまして、今後も新入園児が見込めないことから、同園を廃止するものであります。

詳細につきましては、教育長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（福田裕生君） 6月定例会におきまして、教育委員会での手続の不備により事件撤回いたしましたことにつきましては、改めておわび申し上げます。以後このようなことが起こらないよう法令等の確認も含め、適切な事務執行に努めてまいります。

それでは、議案第44号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

まず、議案資料と付議案件説明資料4ページを御覧ください。

条例第1条中の幼稚園の字句及び別表1の幼稚園の表を削るものであります。また併せまして、附則に今回改正によって不要となる志布志市立幼稚園保育料徴収条例を廃止すること及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例中の幼稚園長の職務を削ることを規定するものであります。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、山重幼稚園廃止議案提案に至るまでの検討経緯等につきまして、付議案件資料に基づき説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

1の山重幼稚園の沿革でございます。

昭和46年4月に山重小学校の教室を園舎として設立され、同年12月に園舎を落成し、山重小学校より移転。その後、平成12年3月に現在の新園舎が落成。令和2年4月から休園しております。

2の検討経緯でございます。

(1)、令和2年度の園児数が2人になる可能性があったため、令和元年5月に山重幼稚園の年少組保護者、入園検討中の保護者及び職員から、保育希望等の聞き取りを行いました。

(2)、令和元年7月5日の教育委員会外部評価委員会において、早期の見直しが必要である等の意見を受けております。

(3)、同年8月に、山重校区で未就学児がいる世帯にアンケートを実施し、入園希望者や保育のニーズ等を把握いたしました。

(4)、同年8月28日の総合教育会議におきまして、市長と早急に方向性を決める議案であることを確認いたしました。

(5)、同年9月7日の山重校区自治会長会及び各種団体長会において、今後の方向性について校区の意見聴取を行いました。

(6)、同年9月25日の志布志市議会全員協議会において、ア、令和2年度2年度の児童は募集せず、一次休園とする。イ、令和2年度中に地域の要望等を踏まえた対応等を検討するという今後の方向性を説明いたしました。

(7)、同年9月27日の定例教育委員会において、志布志市議会全員協議会での説明内容を報

告いたしました。

(8)、同年10月21日に開催いたしました山重幼稚園保護者説明会において、休園の方向であることを説明いたしました。

(9)、同年11月2日の山重校区自治会長会及び各種団体長会において、休園の方向であることを説明いたしましたところ、今後の対応策について地域の代表や認定こども園などの保護者等で構成する協議会設置の要望がございました。

(10)、同年11月19日の定例教育委員会において、令和2年4月からの山重幼稚園休園を可決いたしました。

(11)、令和2年6月2日に第1回山重幼稚園利活用検討委員会を開催し、山重幼稚園施設の状況確認及び委員会の趣旨説明後、幼稚園の存続を含め協議いたしました。

(12)、同年6月29日の定例教育委員会において、第1回山重幼稚園利活用検討委員会での協議内容について報告いたしました。

(13)、同年8月20日の第2回山重幼稚園利活用検討委員会において、山重校区内の未就学児数及び山重小学校児童数の状況説明、2ページをお開きください。市内学童保育・認定こども園等の状況説明を行いました。

(14)、同年9月23日の定例教育委員会において、第2回山重幼稚園利活用検討委員会での協議内容について報告をいたしました。

(15)、同年10月27日の第3回山重幼稚園利活用検討委員会において、学童保育の利用者数及び学童保育運営費用の試算について説明を行い、検討委員会として検討結果をまとめた報告書を提出することを決定いたしました。

(16)、同年10月30日に山重幼稚園利活用検討委員会から、「山重幼稚園は、今後学童保育を必須とした施設として活用すべきである」という報告書が市長に提出されました。

(17)、同年11月20日の定例教育委員会において、第3回山重幼稚園利活用検討委員会での協議及び同委員会からの報告書について報告をいたしました。

(18)、同年11月26日の志布志市議会全員協議会において、山重幼稚園利活用検討委員会からの報告書について説明を行いました。

(19)、同年12月23日に第1回目の政策調整会議を開催し、山重幼稚園の利活用について付議いたしました。

(20)、令和3年1月6日に市長、副市長に政策調整会議の内容を報告し、今後の方針について協議を行いました。

(21)、同年2月8日に2回目の政策調整会議を開催し、協議の結果次のとおり結論を出しました。「結論1 利活用策については、課長会を通じ全課に照会すること。2 市としての活用策は学童保育として利用することとし、閉園については地元へ説明をしたのちに議会へ報告する。」

(22)、同年2月15日の定例教育委員会において、政策調整会議での結論について報告をいた

しました。

(23)、同年2月15日に利活用計画を全課に照会いたしました。計画の提案等はありませんでした。

(24)、同年4月27日の第4回山重幼稚園利活用検討委員会において、「市の利活用方針案である市としての活用策は、学童保育として利用することとし、閉園については地元の説明したのちに議会へ報告する」を示し、理解を得ました。

(25)、同年5月12日の庁議において、「山重幼稚園閉園後は学童保育、放課後児童クラブとして利用することとする」という利活用方針を決定しました。

(26)、同年5月25日の定例教育委員会において、第4回山重幼稚園利活用検討委員会及び庁議について報告いたしました。

3ページを御覧ください。(27)、同年6月15日の市議会6月定例会において、議案提案前に市議会全員協議会で検討経緯を説明し、志布志市立学校条例の一部改正条例を提案いたしました。が、手続の不備により同年6月18日に撤回いたしました。

(29)、事件撤回を受けまして、同日中に市長部局と事件撤回後の方針を協議し、定例教育委員会及び山重幼稚園利活用検討委員会で経緯報告をすること、再提案に向けての事務手続を進めることを確認いたしました。

(30)、同年6月23日の定例教育委員会において、志布志市立学校条例の一部改正条例撤回について経緯報告をいたしました。

(31)、同年6月25日の第5回山重幼稚園利活用検討委員会において、志布志市立学校条例の一部改正条例撤回について経緯報告をし、山重幼稚園閉園の意向を全会一致で確認させていただきました。

(32)、同年6月29日の志布志市議会全員協議会において、事件撤回後の経過を説明し、教育委員会での議決を経た上で、条例改正の議案を再度提案したい旨の説明をいたしました。

(33)、同年7月2日に臨時教育委員会を開催し、山重幼稚園を令和4年4月1日に廃止する議案を可決しております。

そして(34)、同年7月2日に庁議を開催し、臨時教育委員会での山重幼稚園廃止の可決を受け、山重幼稚園の廃止に係る志布志市立学校条例の一部改正条例を提案することを決定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 宏二君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番(小園義行君) 何点かお願いします。50年間にわたって地域で愛されて、そして貢献してきた山重幼稚園をなくすという提案ですので、少しお願いします。

まず1点目に、令和元年8月にアンケート調査をされておりますが、どのような内容で、結果はどうだったのかというのが1点目です。

2点目に、同じく9月7日に各種団体等報告をされておりますが、そこでの地元の意見という

のはどうだったのかお示してください。

三つ目に、令和元年9月25日に全協で「一時休園とする」と説明があったのですが、これはどこで決定がされての全協への報告だったのかと、そこについていろいろ議員からも意見が出ました。そこについて、どこで決定されたのかということについてお願いします。

同じく27日の教育委員会で、一時休園というそういった説明をしているということですが、教育委員の受け止め方はどういうことだったのか。そこについて四つ目をお願いします。

同じく10月21日に保護者説明会で、「休園の方向である」という説明をした。この時の保護者の方々の声はどのような声があったのかをお願いします。

六つ目に令和元年の11月2日、山重校区自治会長が、今後の対応について協議会の設置のお願いをされています。これはそれまでも意見があったでしょう。幼稚園ですから保育時間が短いとか、それを何とかできないのかと、そういった声もいろいろあったというふうに理解をします。そうした中で、この協議会の設置をする要望があった。これに対してこれまでのこと等を含めて、当局としてどういうふうに向き合ったのかお願いをします。

七つ目に、そういったことがあったにもかかわらず、令和元年11月19日には山重幼稚園の休園を可決されております。ここの非常に短い間での動きですよ、地元の方々の声を真摯に受け止めるとは言っていますが、こんな短い間で意思決定がされていくというそのことについて、どういふふうな思いでこれがされたのか。そこについてお願いします。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

まず、令和元年8月のアンケート調査の内容についてでございますが、対象者につきましては、山重校区在住、それから令和2年度に入園可能な年齢の子供がいる世帯等にアンケートを実施いたしております。24人で19人の回答があったところでございます。

内容といたしましては、まず通園している施設を選んだ理由についてお聞きしております。その内容としては「預かり時間が長い」という方が10人、「父または母の職場に近い」が8人、そして「兄または姉も通園していた」が6人でございます。

そして、今後どのような施設への通園を希望するかということについても聞きしております。その内容につきましては、市内の認定こども園に10人、それから市内の保育園が4人、市外の認定こども園が2人、そして山重幼稚園が1人、その他として1人ございました。

それから、通園する施設を選ぶ際、重視する点についてを聞いております。まず、「預かり時間が長い」というのが13人、「運営方針が良い」というのが10人、「父または母の職場に近い」が9人でございます。

それから、その他といたしまして山重幼稚園に対する意見等でございますが、その一つといたしまして、「山重幼稚園の教育が市内でもすばらしいと聞く。しかしながら預かり時間が短く、長期休業があるということで通うのが難しい」ということ。それから「学童施設として開放してもらえるとありがたい、山重校区にはないので」というような意見等を承っております。

それから令和元年9月7日、山重校区自治会長会及び各種団体長会での意見でございますが、

そこでの意見といたしましては、今後の方向性等について校区の意見等を聴取しておりますが、「現在の保護者は共働きが多く、預かり時間が解消されないと子供を預けるのは難しいのではないか」ということ、それから「民間との連携は考えられないか」「幼稚園の施設を活用して学童にできないか」というような意見が出されております。

そして同年9月25日の全協で、休園をどこで決定をしたのかということでございますが、このことにつきましては、このようなアンケートそれから（4）に記載の総合教育会議、（5）の9月7日の自治会長会等からの意見を受けまして、休園の方向という旨の説明をさせていただいたところでございます。

それから、同年9月27日の定例教育委員会での受け止め方がどうだったかということでございます。これにつきましては、定例教育委員会で申し上げておりますのが、山重幼稚園の沿革それから園児数の推移、そして今申し上げましたアンケート等の調査の内容等を事務局から説明をさせていただいております。

その中で出された意見といたしましては、まずそのようなアンケート等の内容を受けまして、教育委員のほうからは、現在、民間ではいろんな特徴のある、例えば送迎があるとか、預かり時間が長いとかいうことで、特化したそれぞれの園の特色がある運営がされているということで、「保護者の方について選択肢としてはいっぱいある」というような意見。それから、保育園の民間移管の時にもいろんなことがありましたけれども、「保護者等のニーズが徐々に変わってきている」ということ。そして「認定こども園の事業所の皆さんもいろんな特色を出して、子供たちの受入れをしていかなないとなかなか集まらない実態がある」というような意見等がその時には出されております。

それから同年10月21日、山重幼稚園での説明会での意見ということですが、この時には、「休園の方向である」ということの説明をしております。その時には、休園に対する保護者からの要望等については特段なかったところではありますが、先ほど申し上げたアンケートからもうかがえるような、そういった意向であったというふうに認識しているところでございます。

それから、同年11月2日の山重校区自治会長会並びに各種団体長会での意見ということですが、今申し上げましたとおり、教育委員会のほうから「休園の方向である」ということを説明させていただきました。そして出された意見としましては、「対応策の検討については、地域の代表や認定こども園へ通園している園児の保護者等で協議会をつくり検討させていただきたい」というような意見があったところです。併せまして、「今後の施設利用については学童施設をつくるなどして、山重校区の子供が学校を変更することなく、山重小に通うようになってほしい」というような意見も出されたところでございます。

その時に、設置の要望に対してどう向き合ったかということでございますけれども、このことにつきましては、令和元年6月の一般質問等でもありましたとおり、「地域の方々の意見を十分聞いて進めさせていただきたい」といったようなこと、それから今回この時に出ました「協議会等をつくって進めさせていただきたい」というような意見がありましたので、教育委員会としましては、

このような場を設けるということで、10名で構成する、名称といたしましては山重幼稚園利活用検討委員会となりましたけれども、地域の方々の意見を聞くというようなことで、そのような協議会を設置していくという方向で真摯に向き合ったところでございます。

それから、最後の質問だったかと思いますが、11月19日の教育委員会での可決した時はどういう意見か、内容だったかというようなことだと思っておりますけれども、その時出された意見としましては、「園児が急激に減ったという印象がある。しかしながらこれまでの意見、保護者等のアンケートの結果等を踏まえますと、園児数が増えるという可能性は低いということであるので、やむを得ない」という意見と併せまして、「施設の活用については現段階で何かあるのか」というような質問もあったところでございます。それに対しては、「休園となっても施設は残っていくので、教育委員会のほうで管理をしていく」ということと、「要望もありましたとおり、地域の代表者や保護者の方等含めて、どんな意見、要望があるのか、そういったことを十分意見を聞きながら協議をしていく」というような方向で答弁をいたしましたところでございます。

大まかそういった意見等があったところでございます。以上でございます。

○19番（小園義行君） アンケートで、それぞれの団体でいろいろですね、預かり時間が短い、そして職場に近いところだというようなことで、幼稚園としての法的な制約がありますね。そこに対して改善してほしいというのが保護者の方々の要望ですね、声ですよ。それとどう向き合ったのかということをお私少し問うたわけですけど、そこについては当局としてこの預かり時間は、幼稚園としては午前中とかで夏休みもある、そういったものの農村部の地区の在り方としては、少し改善してほしいというのが地元の保護者の方々の長い思いだったと、僕は今のアンケートの結果とかそういうのを受けてそう思います。正直、保育園だといろんな対応の仕方があったらというふうに思うんですね。そこについては、これまでの当局としての向き合い方ですよ。そのことがお父さん、お母さん方の思いと違うところで動いてきたのではないかという気がしてならない。そういった意味で、そういう預かり時間が短いからもっと長くするためにはどうあるべきかという、そういった議論が旧有明町時代からですけど、どんな議論がなされてきたんだろうねというふうに思うところです。そこについては、今それぞれのことで出された答弁を聞いていまして、住民の要求にどう向き合うのかと、その視点が少し私は薄かったんじゃないかという気がしてなりません。そこらについて、当局としてどうなのかと、そこについて1点。そして、令和2年6月2日に第1回目のこの利活用検討委員会が開かれました。これは利活用検討委員会ですから、検討した結果を出さないといけないわけですね。委員会ですので、どういった諮問を市長はされたのか、そのことについてお願いをします。

次に、もうこの経過についてはここに書いてあるとおりでありますので、当局の姿勢としてどうなのかということをお少し願います。現在の状況は先ほど課長のほうで幼稚園の希望が2名だということでしたけど、令和3年度の実際の山重校区に未就学児いわゆる来年学校に入学する子供から0歳まで含めて、現在何人おられるんですか。その方たちの思いは、もうどうでもいいというふうには思わないけれども、その動向について少しお示しをください。

そして、こうした条例改正の手の進め方ですね、事務手続を私たちにもよく分かるように説明をしてください。

そして四つ目に、今日私たちもいただきましたけど、この山重幼稚園閉園と学童保育としての利活用の早期実現について要望書が来ていますけど、私たち議会は、何もこの山重幼稚園の廃止とかそういったものについて反対したり、そういうことをしているふうには私は議会としては思いません。でもこの要望書は、「市議会におかれましては、速やかな審議と、これに沿った議決を強く要望するものであります。」と、「令和4年4月から学童保育の利活用が図られるよう、これに向けたスケジュールが滞ることのないよう十分配慮していただきますようお願いいたします。」と、要望書が届いていますが、議会はこの山重幼稚園の廃止とか休園、そういったことについて議会として反対をしたということはないわけですね。でも令和3年7月5日にこの要望書が届いています。利活用検討委員会とかそこに、どういうふうはこの議案の撤回というのを伝えられたのか。議会へ出されたものに対して、何か抵抗しているとかそういうことは一切ないです。当局の行った行為がこういうことを招いて、今回の臨時議会になっているんです。議会としては何ら反対をしているとか、そういうことがない中で要望書が届くというのは、当局がこの撤回後の伝え方をどういうふうに伝えたのか、そのことについてお願いします。

今回議案が撤回された後に、手続はそれぞれゼロからスタートするんですよね。そこについては詳しく説明してください。

○教育総務課長（萩迫和彦君） まず1点目でございます。当局としてどういったふうに要望等に対して向き合ったのかという質問だったかと思えますけれども、これまでも山重幼稚園につきましては、預かり保育をいたしまして、朝は7時半から8時15分まで、そして午後からは2時から5時までということで、一応延長をいたしまして保育を実施してきたところでございます。しかしながら、預かり時間が短いということではあるんですけれども、市内においては認定こども園等の保育園を含めまして、そういった充実したサービスが提供されているということと、今回の利活用検討委員会並びにそういったところでの意見といたしましては、当初はちょっと再開してほしいという意見もあったわけですが、利活用検討委員会の委員の中からも、とにかく今の認定こども園等の事業の運営としましては、認定こども園そしてまた学童も送迎とかしながら運営しているというのが実情で、なかなか今後子供が減っていく中においては、子供の数が集まらないことには厳しいというような意見もあったところでございます。先ほどからおっしゃいますとおり、幼稚園が果たしてきた役割というのは大きなものがあるということは認識しておりますが、そのようなこと等を踏まえまして、今回地域の方々の意見の学童というふうに意見も集約されていったところでもあります。私たちが当初から学童ということでお話してきたということでございませぬので、そこは御理解いただければと思うところでございます。

それから、この利活用検討委員会は、委員会の規定を設けて設置をしたところでございます。これについては、教育委員会のほうで定例の教育委員会におきましては設置規定の議案を認めていただきまして、そして設置をしてそれに基づいて進めてきたところでございます。これまでも

この山重幼稚園については、一般質問等々ございまして、地域の方々の意見を聞いていくということの意見もございましたので、市長とも協議をしながらそういった設置規定を設けたと。それで第3回の利活用検討委員会において総意として、取りまとめとして、学童保育というようなことでの方向性が出たところでございます。

それから、令和3年度の未就学児の人数についてですけれども、3月31日現在で、0歳から5歳につきまして40人いるというふうに認識をしております。

それから、要望書が今回山重校区の公民館のほうから提出をされたということで、地元への説明をどういったふうにしたのかということでございますが、私どもその時には市長、教育長も会のほうに出向きまして、まずもって今回の教育委員会の手続に不備があったということで、市長も教育長もおわびをされたところでございます。そしてこの廃止の議案にあたっては、まず教育委員会でも議決をしなければならない事案になっているということで説明を申し上げたところです。そして当初利活用検討委員会のほうに説明をいたしておりましたのは、教育委員会としては、できれば最初は3月議会のほうで議案として上げたいという意向も持っておりましたし、皆さんの意向のとおり来年の4月から学童保育ができるように、6月には議会のほうに議案をお願いし、進めていきたいというようなお話をしたところでございました。そして、「今回事件の撤回ということで取下げをすることになりました」ということでお話を申し上げたところ、「そういった状況であれば、来年の4月から学童保育を実施することはできるのか」というようなことで、非常に地域の方々にも御心配、御迷惑をお掛けしたところでございます。そのことにつきましては、現在必要な手続を今後速やかに進めまして、7月12日には臨時議会をお願いして議案を再度提案したいということで説明を申し上げたところでございます。決して議会の方々に、こちらからそういった議決をどうしてもお願いしないといけないというような、議会に対して私どもが何かそういった伝わり方をするようなことは決して申し上げておりませんので、そこは御理解いただきたいと思っております。純粹に手続に不備があったことをおわび申し上げたところでございます。

以上でございます。

○総務課長（北野 保君） それでは、私のほうからは議案の提案までの流れについて御説明させていただきます。

まず議案の作成につきましては、各課で行っております。その案を事前審査と申しまして、総務課のほうで事前審査をしまして、文書の内容を整えます。その後、法令審査会にかけまして、市長ヒアリングを受けた後に議案の提出という流れになっております。市の方向性とかそういったものを確認する必要があるというときには、政策調整会議そしてまた庁議というような会議を開いて、方向性を決定しての議案提出ということになっております。

今回の流れにつきましては、手続の不備で6月18日に議案を撤回させていただきました。これにつきましては、大変申し訳なかったと思っております。その日に今後のスケジュールにつきまして打合せをしております。市長部局につきましては、山重幼稚園利活用検討委員会での協議そしてまた臨時教育委員会での結果を踏まえまして、7月2日に庁議と法令審査委員会を開催いた

しまして、市としての方針等について決定をしたところでございます。

以上でございます。

(何言か呼ぶ者あり)

○教育総務課長(萩迫和彦君) 申し訳ございませんでした。

利活用検討委員会におきましては、教育委員会部局のほうで設置をしまして進めてきたところでございます。当然それにつきましては、市長等々の協議もした上で設置をしたところでございます。

○19番(小園義行君) 本来、設置者は市長です。そうですね。教育委員会が設置者ですか。設置者がそれをなくすという方向性を出すという政策の決定があって廃園にするということで、市長部局でそういう決定があったのちに、担当のところでもそういった利活用検討委員会を立ち上げて、そこに市長部局のほうからの、そういう市長のほうからの諮問がない中で勝手にとは言いませんが、市長から何もない中でそういうのをどんどん進めていく、設置者を除いてですよ。それはおかしいと僕は思います。さっき質疑で、第1回の利活用検討委員会にどういった諮問をされたのかということをお聞きしたんです。それについての答弁がないから、今、議長、これは2回目ですから3回目ではありませんので、答弁がないから聞いています。

○市長(下平晴行君) このことについては、教育委員会のほうから報告があって、私どももそういう流れの中で、取組をしたほうが良いということは申し上げたところでございます。

○19番(小園義行君) 一連のこういったこと、条例を改正するというときに、当局も私たち議会も法令遵守ですよ。これが基本でないと議会も要らないし、教育委員会も要らない、何にも要らないんです。そこをきちんとやらないと、今の市長の答弁を聞いていても、何か後で付け足したように僕は思えてならないんですけど、やったという、諮問をしたということですので、それはもうそういうふうには受け止めたいと思います。ぜひ、今後のこういった条例改正とかいう提案がある際の今回のこういう不手際ですね、これを再度そういうことが起こらないようにしますという言葉ではあるんですけど、今回のこのことを踏まえてどういう議論があって、今後はこういうことにならないよという論議がしっかりされたのか、そこについてが一つです。

そして、新しく議案が提案されましたので、手続上さっき課長からありましたけど、法令審査会もきちんとこれは教育委員会の議決があって、その後を含めて手続に瑕疵のないように、法令審査会も開かれていますね。そこについて再度確認をしたいと思います。

私は、今回の地元の声とどう向き合っていくのかという当局の姿勢として、ここに約47名の0歳から6歳までの子供たちが山重校区におられます。この方たちのいわゆる発育・発達、そして集団の中での成長、そういったことをどう保障していくのか、その時にそのことが幼稚園を廃止することで本当に十分に担保できるのかという心配があったものですから、その動向を聞いたんですけど、実際は現在のところおられるのが47名ですね。数がちょっと違えば私のほうが間違いかもしれません。それだけ0歳から6歳まで47名ぐらいのその方々がおられるわけですけど、そこについて今後山重幼稚園がなくなることで、この条例からすると学童保育となっていくでしょ

う。そうしたときに、その0歳から6歳までの子供たちのいわゆる幼児教育含めて、どう担保していくのかというのは、私は当局に課せられている大きな課題だと思うんです。遠くまで連れて行く、送迎で朝早く行く、いろいろあるでしょう。基本的には公をなくすというわけですから、幼稚園という制度そのものをですね。だからそこについては、きちんとした担保されたものがないといけないと思います。そこについての、今回なくすことでどうそのことを担保していくのかということについて、再度市長及び教育長にそのことについてはお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） どのような議論がされたかということですが、これは利活用検討委員会あるいは在り方検討委員会等々があるわけでありますが、そういう検討委員会の取組の在り方に問題がちょっとあったのかなど。そういう面では教育委員会の議決を経るということが漏れていた。それと併せて、法令審査会の在り方がここも漏れていたというか、そこ辺もあったわけでありますので、今後しっかりと審査会の在り方の取組をしていくということの確認を同時にしたところでございます。

○副市長（武石裕二君） 議案の撤回の後、教育委員会の議決を経まして、法令審査委員会についても再度開催をしたところでございます。当然、条例の制定にあたりましては、いわゆる憲法、上位法等に違反することのないようにということ。それから、当然法令審査委員会のメンバーの中でも今回も申し上げたところでしたけれど、これは議会の議決がないと、条例というのは作成をして議案上程をしても執行にならないということも、改めて法制審査委員会の中で説明したところでした。それと行政委員会においては、それぞれの議決事項というものがあると、まずそこについてはしっかりと私どもですが、その行政委員会の方々と連携を取って、問題はないのかとしっかりと議決事項等があれば、そういったところまで手続をしているのかということも確認をしたところでございました。

それから研修については、当然全職員が条例を制定する立場にございますので、例えば初級、中級、いろいろ職員のそのレベルに応じて、今後、全員はなかなか難しいかもしれませんが、こちらのほうから条例をつくる部署については参加をいただいて、研修をするということもそこで話をしたところでございました。

それと再度チェック項目、全てにおいて条例を制定、作成をするときにはこういったことを確認しないといけないということも、再度担当部署のほうに今作成をお願いしていますので、そのことも次回の法令審査委員会の中でもしっかりと説明をしていきたいと。

今回冒頭において、私が委員長でございますので、私のほうに責任があるということも説明をしたところでございます。市長も先ほど答弁がありましたとおり、最後にこの法令審査委員会でしっかりと審議をし、その後議会への議案上程ということになりますので、これまで以上にしっかりとチェック機能を果たして、しっかりとした議案をつくり上げて、今後議案として上程をしまいたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） 今回このようなことになってしまいましたことについては、改めておわびをいたしますが、今後のことにつきましては、やはり職員一人一人が法令をしっかりと理解

した上で、それにのっとり市民の声を広く集める一方で、そのことを施策として持っていくためにはどのような手順が必要で、どういった手順を踏むべきかというところの相互の資質向上というのが非常に重要になってきますし、お互いのチェック体制の構築というのも重要かと思います。今回の件を振り返ってみますと、そういったところが、事がスタートした時から幾らか不十分なところもあったのではなかろうかと反省をしているところでございます。

それから現在山重校区には、0歳から6歳児まで入れますと四十数名の子供たちが生活をしておりまして、そのほとんどが現在は民間の幼稚園、認定こども園または保育所に通園している状況でございます。公立の山重幼稚園の価値、意義というものは、これまでそこに通わせていただいた保護者、地域の方々のいろんな力によって、ここまで大きな価値を見いだしてき、それなりの成果もたくさん上げてきたわけですけれども、例えば、廃止ということに今後なっていきますと、山重地域で生活しているその年齢層の子供たちの教育あるいは保育状況をどう担保していくかということにつきましては、教育委員会がやっております市内の幼稚園、保育園の連携協議会というのがございます。研修会を毎年一回はもっておりますので、そういった中で市内の子供たちを育てるために、幼稚園、保育園としてそれぞれどういったことを大事にしながら教育活動、保育活動を進めていくことが大切であるかということは、それぞれ本市の課題とも合わせながら、十分に理解をしながら進めていきたいと、そういう体制を充実させたいというふうには思っております。

併せて、民間の保育園、幼稚園からの要望といいますか声といいますか、そういったものも拾い上げながら、行政としてどういうサポートができるかということも、これは教育委員会のみならず担当課と協議をしながら、今後も十分に進めてまいりたいと決意しているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（八代 誠君） 今回の撤回、さらにもう一回、今回臨時議会での提案ということで、副市長のほうからそういった不備がないようにチェックシートでということですか、チェックリストを今作っていると。これまでそういうチェックシートというのはあったのか、今後作っていくのか。そこをまずお示し願いたいと思います。

○副市長（武石裕二君） 法令審査委員会にかけるときには、先ほど総務課長から説明がありましたとおり、これはよく税条例の改正については上位法、それから福祉・保健関係条例についても上位法の改正のたびに一部改正とかそういう形でやります。そういった条例の改正等については、しっかりと上位法の確認をしながら、担当課が作成したものを法制の専門の担当がいますので、そこでチェックをすると、そして関係する課等があればそこの調整もしっかりするということになります。そして出来上がったものを先ほど言いました法令審査委員会のほうにかけると。ここについては、基本的には先ほど言いました上位法、当然憲法それから関係する法律がありますけど、そこに違反をしているかどうかといったことは、当たり前チェックをしていきます。それと総務課の担当部署のほうに事前に起案をして、それをチェックしているのかというのも一

つ項目としてございます。

今回、再度各行政委員会、今回は教育委員会になりますが、こういったところの関連のところをこれまでなかなか項目としてなかったということがございましたので、それぞれ例えば農業委員会、教育委員会、監査とかございますので、そういったところも含めて、どういうチェック項目をかけたらいいいのかというのも新しく作りたい。これは各自治体もいろいろあるかと思しますので、そういったところも今総務課のほうで指示をしていますので、絶対もう漏れがないというようなことで行いたいと思います。

当然、条例を新しく制定するときには、まず何の目的のために制定をするのかということが一つ、それと先ほど言いましたことも踏まえて、上位法との関係。それからもし今同じような条例があるとしたときに、それとの整合性はどうかということもチェックをします。それと地域住民の方々が、自由とかそういう制約を受けるのかどうかということもございます。それからそのことによって、地域住民の方々がどういう義務が課されるのかとか、それと当然条例等に合わせまして予算ということも出ますので、予算が必要ないかという基本的なことについては法令審査委員会のメンバーは最初そういう話をしますので、そこもしっかりと明文化をして再度そこで確認をして、作り上げたものを法令審査委員会が開催をするときに、一つずつの項目が大丈夫かという形で今後は取組をしていきたいという意味でしっかりとしたチェック項目、シートを作り上げたいということでございます。

○7番（八代 誠君） まずこういうことは、一回もあつてはならないことだというふうに思っておりますので、これからは是正ではなく、しっかりと未然防止のためのシートというものをしっかりと作り上げていていただいで、二度とこういうことがないような形でお願いしたいと思います。

現在の山重小学校の子供たち、学童保育はどんな状況なのか。来年の4月1日からこの山重幼稚園の後を学童保育にしたときに、急ごうとされている。でも結果としてどうなのかというのは、すごく不安なんです。ニーズをちゃんと見込んでいるのか、そういったところの調査をしっかりとされているのか、その2点についてお伺いします。

○教育総務課長（萩迫和彦君） まず1点目ですけど、昨年利活用検討委員会でも意見がございまして、現在の山重小学校の子供たちがこういったところの学童、放課後児童クラブに行っているのかということで確認をいたしましたところ、市外もありましたけれども、7園のほうに分かれて行っている状況がございます。一番多いところが近くでございます野神の保育園になります。

続きまして、来年4月からのニーズについて把握をしているのかということでございます。このことにつきましては、昨年8月か9月に夏休み前に山重小学校のほうで、その時に就学しておりました保護者の方々にアンケート調査をしております。その中で、「山重幼稚園の後に学童ができた場合に利用したいか」ということで問いましたところ、30名程度の児童が「行きたい」という意向を示しております。そういった感触でございまして、その時の山重小学校の校長先生からは、「20名以上は集まるのではないかということでの感触を持っている」というふうな話を

されたところでございます。

以上でございます。

○7番（八代 誠君） 野神保育園さんとは競合するのかもしれませんが、やはり山重幼稚園の園舎、小学校の敷地内にありますので、同じ敷地内から移動できるということで、本当に今通われている山重小学校の児童の方々には、すばらしいことなんだろうというふうに想像ができます。子供たちが安全な形で移動ができる、そういったことをしっかり教育委員会としてサポートしていただきたいと思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 本案に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

今回の議案については、一度提案後に撤回をされ、そして再提案ということで、執行部の皆さんの不手際はもちろん責められるべきではありますが、瑕疵ある議決を避けられたということは、せめてもの救いではなかったかなと思っております。

山重幼稚園を廃止する当議案を提出するまでには、議会の全員協議会でも数回説明があったわけですが、私自身、市長が「教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならない」という地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に思いが至らず、質疑をすることもありませんでした。議員として撤回の理由の説明があるまで、そのことに気づかなかったことについて反省をしているところであります。

今後は、7月5日付の山重校区公民館からの要望書にもありますように、地域住民の意見を基に山重幼稚園利活用検討委員会が導き出した学童保育としての利活用策を、当局が誠意を持って着実に事務執行されることを期待いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第2委員会室にお集まりください。それ以外の方は議員控室で待機願います。

○
午前11時08分 休憩

午前11時23分 再開
○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。本日、市長から議案第45号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第4号）が提出されました。

本議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程配布のため、しばらく休憩します。

○
午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開
○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。追加日程第1、議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
追加日程第1 議案第45号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（東 宏二君） 追加日程第1、議案第45号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、ただいま廃止の議決をいた

だきました山重幼稚園の跡地を、地域からの要望に応じ、放課後児童クラブとして利活用するため設置する「志布志市立山重幼稚園跡地における放課後児童クラブ委託先選考委員会」の委員への謝礼金の経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260億9,569万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を10万9,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の教育費の教育総務費の事務局費は、報償費10万9,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。本臨時会に付議されました案件は全て終了しましたので、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議されました全ての案件が終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和3年第2回志布志市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時28分 閉会